



Osaka Gakuin University Repository

Title	首都防衛における淮軍について - 1870年以後の朝廷と盛軍の関係を中心に - The Huai-jun Garrison in the Capital's Outer Defenses: Focusing on the Relationship between the Imperial Court and the Sheng-jun from 1870
Author(s)	根無 新太郎 (NENASHI SHINTARO)
Citation	大阪学院大学 国際学論集 (INTERNATIONAL STUDIES), 第31巻第1・2号: 1-30
Issue Date	2020.12.31
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

首都防衛における淮軍について －1870年以後の朝廷と盛軍の關係を中心に－

根 無 新太郎

The Huai-jun Garrison in the Capital's Outer Defenses: Focusing on the Relationship between the Imperial Court and the Sheng-jun from 1870

NENASHI SHINTARO

ABSTRACT

After the Tianjin Massacre of 1870, the Qing imperial court appointed Li Hong-Zhang (李鴻章) as Viceroy of Zhili (直隸). When Li assumed this office, the Huai-jun (淮軍), which was a New Army under his direct command, also moved to Zhili with him. In this way, the Huai-jun became increasingly integrated into the defensive lines around the capital, Beijing.

Amid a number of diplomatic crises, the Huai-jun garrison gradually expanded the camp. Eventually, the army became the critical element in the capital's outer defenses. It lasted for around 25 years, until Li Hong-Zhang's downfall following China's defeat in the First Sino-Japanese War.

The largest and toughest of the Huai-jun's units was the Sheng-jun (盛軍). Commanded by General Zhou Sheng-Chuan (周盛傳), this unit was continuously stationed in the capital's defensive outposts of Xiaozhan (小站) and Machang (馬廠). As such, it was indispensable to the defense of the capital. Yet despite its importance, the Sheng-jun was extremely unstable.

Trouble first arose in 1877, when a mutiny occurred in the Sheng-jun and Yong (勇) deserted. The incident was allegedly a reaction to General Zhou Sheng-Chuan's embezzlement and exploitation. Li Hong-Zhang, as overall commander of the Huai-jun, dismissed the charges against General Zhou Sheng-Chuan. However, there were later impeachments concerning embezzlement and exploitation in the Sheng-jun.

In response to these impeachments, the Qing imperial court left the investigation entirely to Li Hong-Zhang. Ultimately, Zhou Sheng-Chuan was not accused of a crime, and Sheng-jun continued to be stationed in the same area. It was reasoned that, even if mutinies or escapes were to occur, they would head to their homeland.

In 1882, more impeachments were brought due to embezzlements. At the same time, however, it was feared that, in case of emergency, the Sheng-jun would commit mutiny and threaten the security of Beijing. Thus, while the court regarded the Sheng-jun as essential to the defense of Beijing, it realized that the troops were a potential security threat to the capital.

Moreover, during the impeachments in 1884, it was indicated that Zhou Sheng-Chuan was beyond the control of even Li Hong-Zhang. This development prompted the imperial court to completely alter its attitude; rather than entrusting the matter to Li Hong-Zhang as before, the court investigated the Sheng-jun directly. During this time, China was in the midst of the Sino-French War, and the imperial court had regarded the Sheng-jun as a clear threat to the dynasty.

After the Sino-French War ended, when peace in Zhili and the surroundings of Beijing worsened due to disarmament, the Sheng-jun remained the core component of the capital's defenses. However, the imperial court remained no less wary of the Sheng-jun, and its misgivings were laid bare during emergency times following the First Sino-Japanese War. During the war, the court replaced the Sheng-jun with the Ding-Wu-jun (定武軍) in the capital's defensive outposts of Xiaozhan and Machang. The Ding-Wu-jun was created by and positioned under the direct command of the imperial court. In this sense, the imperial court was taking control of the capital's defense.

This paper examines the capital's outer defenses at the time, focusing on the actions of the Sheng-jun and the imperial court's reaction to them. In this way, the paper aims to obtain insights into the relationship between the central imperial court and peripheral administration in the Late Qing.

はじめに

19世紀後半、太平天国や捻軍といった反乱に見舞われた清朝では、それらの鎮圧に勇（義勇兵）と、その勇を組織した部隊である勇営が多く用いられた。これらの勇営において、その維持費や人員の徴収は領袖が自らの裁量で行う必要があった。そのため、各地でその裁量を増すことができるように、領袖たちは督撫（総督と巡撫）などの地方官に任命されていく。領袖と勇営の主なものには、曾國藩の湘軍、李鴻章の淮軍、左宗棠の楚軍などがある。

こうした督撫たちの出現に関しては「督撫専政」や「督撫重権」等と称されてきた。そして、その権力形態が地方分権、割拠的なものであったのか否か、中央（朝廷）と地方（督撫）の対立があったのかについて、これまでに議論が行われてきた¹⁾。しかし、これらの議論は督撫の権力基盤である勇営の制度的沿革についての解明に力点が置かれている。そのため、督撫や勇営の動向については詳細であるものの、それらと朝廷との関わりや朝廷の側から見た督撫の在り方については十分に顧みられてきたとは言えない。つまり、朝廷の立場や動向が明確に論じられていないのである。

ところで、1870年に起こった天津教案により、清朝はフランスとの戦争の瀬戸際に至った。そこで朝廷は李鴻章及び淮軍に直隸省への来援を命じた。この中で李鴻章は直隸総督に就任した。また、来援した淮軍も李鴻章と共に直隸省での駐留を続ける。当然のことながら、この駐留地の拡大は李鴻章の独断によるものではない。朝廷の支持の下で行われたものであった。そして、李鴻章の直隸総督在任と淮軍の駐留は、日清戦争による敗退

1) 紙幅の都合上、本稿では以下の代表的なものを挙げるにとどめる。地方分権、割拠と見るものとして、羅爾綱「中国近代兵為將有的起源」鍾文典選編『羅爾綱文選』広西師範大学出版社、1999年（初出は『中国社会経済史集刊』第5巻第2期、1937年）。この他、同様の見解のものとして、羅氏には『湘軍新志』商務印書館、1939年、『湘軍兵志』中華書局、1984年がある。地方分権、割拠を否定するものとして、王爾敏『淮軍志』中央研究院近代史研究所、1967年がある。また、督撫権力をめぐる研究史については、李細珠『地方督撫与清末新政 晚清権力格局再研究（増訂版）』社会科学文献出版社、2018年、440～442頁を参照。

まで、およそ四半世紀に亘って継続する。こうした朝廷の支持と、李鴻章自身の力量、そして淮軍という武力により、およそ20年余りの安定が、清朝はもちろん、極東に齎されることとなる²⁾。

だが、ここで看過してはならないのは淮軍の性質である。元来、淮軍は捻軍と性質を同じくする「武装中間団体」であった。端的に言えば、「武装中間団体」のうち、体制側になびいたものが淮軍、反体制側にあったものが捻軍ということになる³⁾。

こうした性質の淮軍を組み入れた首都防衛の実態について、先に筆者はそれが北京を中心とした同心円状、重層的なものであると述べた。つまり、淮軍の駐留は外周部に限定され、朝廷は淮軍が直接に北京を防衛することを許容しなかったこと、そして、内周部及び北京に配された直隸練軍と神機營の正規兵によって淮軍が監視、牽制されていたというものである。このように神機營、直隸練軍（兵）と淮軍（勇）の軍事バランスが保たれることで、直隸省や北京といった地域の安定が齎されていたのであった⁴⁾。

さて、先述のように李鴻章の直隸総督在任は日清戦争による敗退まで続いた。この間にあって、淮軍は直隸省の各地へとその駐留地を拡大していく。これは、天津教案以後の対外問題、すなわち、日本による台湾出兵、ロシアによるイリ地方の占領、清仏戦争などに備えるためであった。

このような淮軍の駐留地、特に1870年より日清戦争までのその推移については、羅爾綱氏や王爾敏氏、波多野善大氏、スペクター氏によってこれまでも論じられてきた⁵⁾。

2) 岡本隆司『李鴻章－東アジアの近代』岩波書店、2011年、166頁。同、「清末の対外体制と対外関係」飯島渉 久保亨 村田雄二郎編『シリーズ20世紀中国史(1) 中華世界と近代』東京大学出版会、2009年。

3) 岡本、前掲書、80～82頁。

4) 拙稿「1860年代における神機營について－清末の北京朝廷と地方督撫に関する一考察－」『史林』第98巻第4号、2015年。「1860年代、清朝中央による首都防衛構想について」『東洋学報』第99巻第4号、2018年。

5) 羅爾綱『晚清兵志 第1巻 淮軍志』中華書局、1997年、72～77頁。王爾敏、前掲書、354～361頁。波多野善大『中国近代軍閥の研究』河出書房新社、1973年、78～85頁。Stanley Spector, *Li Hung-chang and the Huai Army*, Seattle: University of Washington Press, 1964, pp.140-151.

これらの先行研究によって、当該期の淮軍の規模や駐留地に関しては明らかにされている。だが、こうした先行研究は、いずれも淮軍の領袖であった李鴻章の政治、財政、軍事上の権力の拡大を解明することを目的としている。そのため、朝廷と李鴻章の関係に触れることはあっても、上述のような淮軍の性質を考慮した上での、朝廷と淮軍の関係が十分に論じられてはいない。

そこで本稿では、これらの点を踏まえ、1870年から日清戦争までの淮軍、その中でも特に盛軍に焦点をあて、その駐留地の変遷や実態について考察する。これは、盛軍を率いた周盛傳が自ら年譜を著しており、その動向が淮軍の中でも比較的に把握し易いこと、また、李鴻章が特に盛軍を「畿輔を拱衛するの師」と位置付けていたことによる⁶⁾。

その上で、盛軍を朝廷がどのように見、更に如何なる対応を行っていったのかを論じる。そして、盛軍の変遷と朝廷の動向を、筆者がこれまで論じてきた重層的な首都防衛体制の中に位置付け、李鴻章と淮軍の下でのおよそ20年に亘る安定期の実態を朝廷の側から見直していくこととしたい。

このように当該期を朝廷の側から見直すことは、「督撫専政」における朝廷の立場や動向の解明、更には、日清戦争後にそれがなぜ破綻していくのかを理解することにも繋がるものと思われる。

第1章 「淮軍最大の軍」⁷⁾としての盛軍

まず本章では、1870年以後の淮軍、特に盛軍が如何なる経緯を辿ったのかについて、その概略を先学の研究に依拠しながら述べることとする。

盛軍を指揮した周盛傳は、安徽省合肥西郷の出身である。周氏はその地の土豪であった。だが、太平天国の進撃を受け、自衛のため、1850年代には近隣、同族の壮丁を集めて団練を結成する。やがて、周盛傳は、1861年末より淮軍を組織し始めた李鴻章の呼びかけに応じ、兄の周盛波と共に団練を率いて淮軍に参加した。ここに淮軍の一部として盛軍が誕生した。盛

6) 『李文忠公全集』奏稿卷17「會商銘軍赴陝分撥各軍摺」同治9年10月24日。

7) 『清史稿』卷416列伝203周盛波伝。

軍では将官の大部分が周盛伝の同族で占められており、「周家軍」とも称された⁸⁾。

盛軍は李鴻章と共に太平天国や捻軍と戦い、やがて1870年には前述のように直隸省へと移駐する。こうした中で、李鴻章は直隸総督に加え、新たに北洋大臣を兼務した⁹⁾。

「北洋」とは山東省、直隸省、山海関以東を指す地域概念である。そして、北洋大臣の主要な職能は、これらの沿岸地域における海防の指揮、管轄であった。李鴻章はこの北洋大臣を直隸総督と兼務することにより、直隸省のみならず、山東省と奉天での海防を所管することとなった¹⁰⁾。

朝廷は李鴻章への上諭の中で「…天津の洋務海防は、之を保定の省防に較ぶれば、關繫なること尤も重し…海防は緊要なれば、尤も須らく全局を統籌し、選將練兵、大ひに整頓を加へるべし」と述べている¹¹⁾。ここからは、先述の各地の中でも特に天津における海防が、朝廷の重視するものであったことがわかる¹²⁾。

この海防に対処するため、1873年初めより、天津と大沽の間に位置する要衝、新城での築城が開始された。この築城を担ったのが盛軍であっ

- 8) 盛軍に関しては、小野信爾「淮軍の基本的性格をめぐって－清末農民戦争の一側面－」『歴史学研究』245号、1960年。同「李鴻章の登場－淮軍の成立をめぐって－」『東洋史研究』第16巻第2号、1957年を参照した。
- 9) 北洋大臣とは、従来の三口通商大臣を改変したものである。李鴻章が北洋大臣を兼務する過程や三口通商大臣からの改変については、荻恵里子「北洋大臣の設立－1860年代の総理衙門と地方大官」村上衛編『近現代中国における社会経済制度の再編』京都大学人文科学研究所、2016年を参照。
- 10) 張華騰『北洋集団崛起研究（1895－1911）』中華書局、2009年、1頁。星加美沙子「清末北洋における兵員徴募と学兵：陸軍第二・四鎮を中心に」『人間文化創成科学論叢』2017年、103頁。
- 11) 『籌辦夷務始末（同治朝）』巻78、同治9年10月壬子条、廷寄。「…而現在情形、則天津洋務海防、較之保定省防、關繫尤重…海防緊要、尤須統籌全局、選將練兵、大加整頓」。
- 12) 天津は北京に近く、東は渤海、北は山海関に通じる地域であった。そのため、近代以前の天津は「首都を衛る軍事拠点」「天子・天下のまもり」という役割を持っていた（天津地域史研究会編『天津史－再生する都市のトポロジー－』東方書店、1999年、10～11頁）。

た¹³⁾。

やがて1874年に、日本による台湾出兵が起こると、これに対するため、「西征」(陝西省や甘粛省におけるムスリムの反乱の鎮圧)に従事していた銘軍が召還された。この銘軍の規模は22営で、その駐留地は山東省済寧、江蘇省徐州一帯であった¹⁴⁾。他方、台湾出兵を受けて海防の強化が求められる中で、盛軍は屯田を行うために馬廠から新城に至る窪地を開墾し、その地を新農鎮と名付けた。この新農鎮が後に小站と呼ばれる地である¹⁵⁾。

この頃には新城の築城が完成しており¹⁶⁾、盛軍は新城から小站(新農鎮)、馬廠にかけて駐留することとなった。その総数は23営、およそ11,500名であったとみられる¹⁷⁾。そして、1878年9月には新城に駐留していた16営の内、5営の削減が行われた。これは、軍費の削減を目指した朝廷が、各省にある勇営の一割を削減するよう命じたことによる¹⁸⁾。

1880年になると、ロシアがイリ地方を占領したことから、清とロシアの間で数度に亘る外交交渉が行われた。いわゆるイリ問題である。この最中にロシアが軍艦を渤海湾などに派遣したため、朝廷は煙台や大連、営口などの沿岸地域の防衛を李鴻章に命じた。また同時に、山東省などにあった

-
- 13) 『周武壮公遺書』巻首「年譜(原名磨盾紀實)」(以下、周年譜) 同治12年癸酉条。尚、当時の盛軍は景州や滄州より北上しており、天津の南方、青県と静海の境にある馬廠に駐留していた(『李文忠公全集』奏稿卷20「覆陳畿輔邊防摺」同治11年12月初5日。『周年譜』同治10年辛未条)。
- 14) 『李文忠公全集』奏稿卷23「派隊航海防臺摺」同治13年6月初10日。尚、当時の銘軍では、「西征」の間に劉銘伝が病を得たこともあり、その指揮は劉銘伝の一族である劉盛藻、劉盛休が行っていた(波多野、前掲書、78~79頁。羅、前掲『晚清兵志 第1巻 淮軍志』73~74頁)。
- 15) 『周年譜』光緒元年乙亥条。周盛伝原著 劉景周整理『周武壮公遺書(上)』天津古籍出版社、2017年に収録の郭鴻林「整理本序」。後藤岩奈「天津の文化、及びその背景を知るための基礎的研究(2)」『国際地域研究論集』第5号、2014年、231頁。
- 16) 『李文忠公全集』奏稿卷26「津郡新城竣工摺」光緒元年12月18日。
- 17) 『李文忠公全集』奏稿卷25「周盛傳陳濟清互調片」光緒元年6月29日。ここでも李鴻章は、その役割について「籌辦海防、拱衛畿輔」と述べている。
- 18) 『李文忠公全集』奏稿卷32「淮軍裁勇就餉摺」光緒4年8月18日。『周年譜』光緒4年戊寅条。

淮軍の直隸省への移動を命じている¹⁹⁾。

こうした朝廷の命令に基づき、李鴻章は山東省にあった銘軍を直隸省静海の唐官屯、次いで興濟鎮に移動させた。更に、朝廷は陸路よりのロシアの動きを警戒し、張家口の防衛を命じた。これに応じ、銘軍の内、2 営が宣化に行き、宣化の直隸練軍と共同で防衛を担った²⁰⁾。

また、李鴻章は湖北省にあった武毅軍 4 営を直隸省に呼び、蘆台に駐留させた。この武毅軍を指揮していたのは李長楽であったが、李長楽は直隸省への移駐に伴い、直隸省の武官のトップである直隸提督に任じられた²¹⁾。このように武毅軍や銘軍の移動が行われる一方で、盛軍は依然として小站、馬廠にあった。

また、武毅軍、銘軍以外にも、保定や天津、北塘などの沿岸地域に淮軍は分散して駐留した。だが、その規模は盛軍などに比して少ないものであった。当時、直隸省全域にあった淮軍はおよそ44営とみられるが、その内、武毅軍が4 営、銘軍が15営、そして盛軍が16営であった²²⁾。

1882年から1883年にかけては、朝鮮で勃発した壬午事変に対するため、山東省にあった慶軍 6 営が朝鮮に派遣された。また同時に、ベトナムでは清朝とフランスとの間に武力衝突が起こったものの、直隸省にあった淮軍

19) イリ問題については坂野正高『近代中国政治外交史－ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで－』東京大学出版会、1982年第2刷、325～332頁。『徳宗實録』巻108、5～6頁、光緒6年正月己丑条。

20) 『李文忠公全集』奏稿卷36「遵旨密籌防務摺」光緒6年3月初1日、巻39「籌辦察哈爾防餉摺」光緒6年12月11日。

21) これは、本来、毅軍を指揮していた郭松林が移駐の最中で死去したことによるものである。郭松林は移駐に際して直隸提督に任命されていたため、李長楽がその官職と武毅軍を引き継いだこととなる（波多野、前掲書、79～80頁）。

22) 『李文忠公全集』奏稿卷42「淮軍軍需報銷摺」光緒7年12月20日。波多野、前掲書、80頁。尚、以後の淮軍の決算報告書である「淮軍（軍需）報銷」では、北洋淮軍の総数が示されるものの、そこに蘆台の武毅軍は加算されていない。これは武毅軍が直隸省に移動した後も、その軍費が湖北省より出されていたことによる。そのため、本稿では「淮軍（軍需）報銷」に示された数字に武毅軍の数を加算した。湖北省から武毅軍への軍費の支給が停止されたのは1888年からで、以後は武毅軍も「淮軍（軍需）報銷」中に記載されることとなる（『李文忠公全集』奏稿卷60「湖北調防兩營由直籌餉摺」光緒13年10月13日を参照）。

について大きな変化は見られない²³⁾。一方、この間に盛軍は江蘇省徐州や安徽省潁州より、若干の勇を補充している²⁴⁾。

1884年には、朝鮮で甲申事変が起こったため、その備えとして奉天や旅順などに淮軍が移駐した。だが、直隸省における淮軍の分布により影響を齎したものは、同年に本格化した清仏戦争である。

1883年末から1884年3月にかけて、清朝はベトナムの山西、北寧でフランスと交戦して、大敗を喫する。これを受け清仏両国による外交交渉が行われた。だが、6月には再びベトナムで武力衝突が起こり、戦闘が再開されていく²⁵⁾。

このような中でフランス海軍の北上が意識され、朝廷は李鴻章に防衛について詳細を報告するよう命じた。これに応え、李鴻章は北洋における各地の防衛状況を報告した²⁶⁾。この報告で述べられた盛軍、銘軍、武毅軍の状況について見ると、盛軍、武毅軍については駐留地に変更はない。だが、銘軍が「京東の門戸を顧み」るため²⁷⁾、興濟鎮から山海関付近の撫寧、永平一帯へと派遣されている。尚、これら三軍共に規模は前年と変わっていない。三軍について李鴻章は「大沽の守將は副將羅榮光爲りて、後路は湖南提督周盛傳の盛字等の營を以て接應と爲す」「北塘の守將は署廣西提

23) 『李文忠公全集』奏稿卷48「淮軍報銷摺」光緒9年10月29日、奏稿卷52「淮軍報銷摺」光緒10年12月初1日。尚、1882年の淮軍の分布については「…分防直隸、保定、天津、北塘、正定、滄州等處」とされている。いずれも沿海地域や直隸省南部である。

24) 『周年譜』光緒9年癸未条では「…三月…是時法事漸警、越南已有戰事。五月傳相奉旨經略越南事宜、余上書力請率隊從征、乃不果行、因益講求操練、以備不虞。八月復將前裁槍隊八營之二成隊伍、一律補足、飭衛總兵汝成前往徐潁一帶招募、十月杪成軍」とあり、この補充は当時のベトナムにおけるフランスの動きに備えたものであったことがわかる。また、この補充については「淮軍盛字步隊八營、前於光緒三、四年間抽裁正勇二成、以節餉項。…當於九月間飭派記名總兵衛汝成前赴南省、陸續募足。該八營二成勇丁七百八十四名…」とも李鴻章は述べている。歩隊と槍隊など若干の異同があるものの、ここから、補充された勇の数などがわかる(『李鴻章全集(奏議10)』安徽教育出版社、2008年、G10-03-020「盛軍添勇增餉片」光緒10年3月17日)。尚、衛汝成は後述する衛汝貴の弟である。

25) 清仏戦争の経過については坂野、前掲書、347~366頁を参照。

26) 『李文忠公全集』奏稿卷50「力籌戰備摺」光緒10年閏5月13日、卷51「遵呈海防圖說摺」光緒10年7月23日。

27) 『李文忠公全集』奏稿卷50「覆陳後路布置片」光緒10年閏5月13日。

督唐仁廉爲りて、後路は直隸提督李長樂の武毅等の營を以て接應と爲す」
 「山海關は…守將は廣東水師提督曹克忠・正定鎮總兵葉志超爲りて、其の
 後路の撫甯・永平一帶は、記名提督劉盛休の銘字馬步十一營を以て接應と
 爲す」と述べている²⁸⁾。このように、三軍はいずれも沿岸諸部隊や地域の
 「後路」、すなわち後方部隊として位置づけられていた。ここからは、三軍
 が直隸省における淮軍の中核であったことがわかる。

しかし、共に中核を成していたとはいえ、三軍の比重が同等であったわけ
 ではない。清仏戦争時には、前述のような配置が行われた一方で、戸部
 からの支出に基づき、淮軍も含めた北洋の各勇營に対して増強が図られ
 た。これにより新たに約26營の勇營が組織されたが、その内の19營が淮軍
 に対する増強であった。その中でも盛軍の増強は10營に上っている。実
 に、北洋の全勇營ではおよそ四割、淮軍に限っても約五割を盛軍の増強が
 占めていたことになる²⁹⁾。

この増強において、李鴻章は淮北より勇を募るよう盛軍に命じた。これ
 を受けて、当時安徽省に戻っていた周盛波が徐州、潁州などから勇を募り
 天津に派遣している³⁰⁾。

28) 「…大沽守將爲副將羅榮光、後路以湖南提督周盛傳盛字等營爲接應。北塘守將爲署
 廣西提督唐仁廉、後路以直隸提督李長樂武毅等營爲接應。山海關…守將爲廣東水師
 提督曹克忠・正定鎮總兵葉志超、其後路撫甯・永平一帶、以記名提督劉盛休銘字馬
 步十一營爲接應」（前掲「遵呈海防圖說摺」）。ここで挙げられた中では、羅榮光、
 唐仁廉、葉志超が淮軍將官であり、曹克忠は湘軍の出身であった。しかし、当時、
 彼らが率いていたのはその多くが練軍などであった（王爾敏、前掲書、158、175、
 177、180頁。波多野、前掲書、82～83頁）。

29) 『李文忠公全集』卷55「裁遣新營停領部餉摺」光緒11年10月21日で示された、北洋
 の各勇營における増強は以下の通り「計廣東水師提督曹克忠新募津勝六營一哨駐山
 海關、四川提督宋慶添募毅左四營駐旅順口、署湖南提督周盛波添募盛字十營與總兵
 徐邦道添募拱衛兩營、分扼津沽海要地、廣東陸路提督唐仁廉添募仁字副營一營駐北
 塘口北岸、吳大澂添募綬字等三營駐樂亭洋河口、以上共新募步隊二十六營一哨」。
 この内の淮軍に関するものは「…添募津勝、盛、仁、拱衛新軍共十九營」とされて
 いる（『李文忠公全集』奏稿卷55「淮軍報銷摺」光緒11年12月13日）。

30) 『李文忠公全集』奏稿卷51「請飭周盛波募勇來津片」光緒10年7月初5日、卷51「新
 募盛軍到津摺」光緒10年9月24日。『周年譜』光緒10年甲申条に「七月、添募新軍
 十營、以厚兵力、奏由四兄統領。時四兄尚在籍奉親、爰飭各管帶分赴徐潁歸汝等處
 招募、并飭分辦軍食器械旅職號褂棉衣等件、維日不足。至八月杪成軍、會同老軍、

結果的に、1884年での朝鮮駐留も含めた北洋の淮軍は、およそ69営となり、その内の26営が盛軍であったこととなる³¹⁾。

やがて清仏戦争が終結すると、朝廷は軍費を軽減するため、各勇営の削減を命じた。これにより先の増強した内の大部分が解散され、蘆台にあった武毅軍においても、その半数にあたる2営が解散された。だが、盛軍については李鴻章の要請によって砲隊1営が留められている³²⁾。

以上で述べてきたように、武毅軍や銘軍などの直隸省の淮軍、より言えば、北洋にある全ての勇営の中でも、盛軍は最大の規模を誇っていた。まさしく淮軍の中核であった。こうした盛軍を重視したのは、その領袖であった李鴻章のみではない。朝廷においても同様であった³³⁾。

また、盛軍は他の淮軍とは異なり、常に小站、馬廠にあった。これら

-
- 逐日操練…。また「徐穎歸汝」について、「徐穎」は本文でも述べたように徐州、穎州を指す。「歸汝」に関して、詳細は不明なものの、淮北という李鴻章の言葉より見るならば、河南省歸德府及び汝州を指すものと考えられる。
- 31) 前掲注29「淮軍報銷摺」。尚、この史料では、増強されなかった淮軍について「…淮軍分駐直隸沿海各口要地並奉天・旅順口、共原部馬歩水師四十營」としている。これについては「淮軍原有馬歩隊及舢板礮船計四十七營十六哨四十二棚、其官弁兵勇二萬四千餘人」とも述べられている（『李文忠公全集』奏稿卷54「議覆開源節流摺」光緒11年6月14日、「覆陳直省出入款項摺」光緒11年7月初8日。また、波多野、前掲書、82～84頁を参照）。王爾敏氏は「有原駐北洋馬歩水師四十營、及由湖北供餉的武毅軍馬隊二營、分駐朝鮮及旅順口的慶軍六營。新成軍者、則有改編護軍一營、添募新軍九營。合計北洋共有淮軍六十七營」とする（王爾敏、前掲書、359～360頁）。これでは合計自体が67営にならず、武毅軍や増強の淮軍を見誤ったものと考えられる。このように、淮軍の実数については確定が困難なもの、さしあたり、本文で述べたように増強以前が40営で、19営の増強が行われたものと考えたい。
- 32) 前掲注29「裁遣新營停領部餉摺」。この史料によると、朝廷は削減された分の費用を北京にある八旗の費用に充てようとしていた。『李集』巻57「酌裁湖北武毅軍摺」光緒12年4月初10日。この武毅軍の経費が、この後に直隸省より支給されることについては前掲注22「湖北調防兩營由直籌餉摺」。
- 33) 例えば、清仏戦争さなかの1885年初頭には、御史方汝紹の上奏に基づき、周盛波を天津に召還して盛軍の指揮を執らせるよう、朝廷は李鴻章に指示している。これは天津の防衛を重視するための措置であった。これを受け、李鴻章は盛軍のみならず、大沽や北塘一帯にかけての軍の指揮を周盛波に命じた。そして朝廷もこれを裁可している（『德宗實錄』巻199、21頁、光緒10年12月乙酉条、巻202、3頁、光緒11年正月庚申条。『李文忠公全集』奏稿卷53「周盛波總統前敵摺」光緒11年正月18日）。

は、盛軍の駐留地であった小站、馬廠の重要性を示すものに他ならない。天津近郊の小站と馬廠は、北洋の海防、ひいては首都北京の防衛にとって最重要地域であった。

1885年半ばから1888年にかけて、盛軍ではその指揮官であった周盛傳、周盛波が相次いで死去する³⁴⁾。これにより、彼らの下で盛軍を指揮していた寧夏鎮総兵衛汝貴と永州鎮総兵賈起勝の二人が、以後の盛軍を率いることとなった³⁵⁾。一方、武毅軍においても1889年に李長樂が死去して葉志超が直隸提督に就任するなど、淮軍内での世代交代が進んでいった³⁶⁾。しかし、それらの規模については清仏戦争以後、主だった変更は見られない。駐留地に関しても、銘軍が大連湾へと移駐したのみであった³⁷⁾。

第2章 盛軍の実態

1 1877年の暴動

1870年代以来、盛軍は北洋のみならず直隸省における最大、最強の軍隊でもあった。そして、李鴻章と同様に朝廷も盛軍を重視していたことは、前章で述べた通りである。しかし、こうした盛軍の動向については、しばしば弾劾などが行われている。

まず、小站、馬廠一帯に移駐して間もなくの1877年2月半ばに、盛軍の一部が暴動、脱走を起こした³⁸⁾。この事件が史料上にあらわれる発端と

34) 『李文忠公全集』奏稿卷54「周盛傳請卹摺」光緒11年7月初6日。『徳宗實録』卷260、9頁、光緒14年10月甲午条。

35) 『李文忠公全集』奏稿卷71「衛汝貴丁憂留營摺」光緒17年2月26日。衛汝貴、賈起勝ともに盛軍が組織された頃からその中にあった者たちである。また、衛汝貴は周盛波、周盛伝の祖母、衛氏の一族であったと考えられている（小野、前掲「淮軍の基本的性格をめぐって」31～32頁）。

36) 『徳宗實録』卷277、6、11頁、光緒15年11月甲子、丁卯条。葉志超は淮軍でも銘軍の出身であった。伝記は『清史稿』卷462列伝249。

37) この銘軍の移駐は、清仏戦争後に新設された海軍衙門の要請によるものであった（『李文忠公全集』奏稿卷59「威海大連灣籌撥防款片」光緒13年3月26日）。

38) この暴動事件について、小野、前掲「淮軍の基本的性格をめぐって」37頁では、盛軍の勇の窮乏や将官の苛斂誅求の事例として簡単に触れられている。

なったのは、当時日本公使を務めていた、森有礼の書簡である。

1877年2月19日、森有礼は総理衙門に宛てた書簡の中で、天津領事からの報告として、2月15日の夜に突如として小站の勇2,000名が上官を殺害して蜂起し、附近の住民を略奪、殺害したこと、そして翌16日には、勇たちが略奪や殺害を繰り返しながら馬廠一帯へと南下したことを述べている。森有礼のこの書簡は、暴動の詳細を把握し、被害が在天津の日本人に波及することを防ぐためのものであった³⁹⁾。

これを受け、翌20日に総理衙門は、李鴻章に暴動の原因や善後策などの報告を求めた⁴⁰⁾。また、その一方で、総理衙門は同様の書簡を津海関道として天津にあった黎兆棠に対しても発している⁴¹⁾。

だが、これらの返事を待つことなく、同じ20日に総理衙門は森有礼に書簡を発している⁴²⁾。そこでは「査するに此の事本王大臣も亦た聞く所有り、但だ尚未だ北洋大臣の文報に據らず、是を以て未だ其の詳らかなるを得ず」とあり、総理衙門が事件の詳細を未だ得ていないと述べられている。しかし、同時に「該營總統」すなわち周盛傳が即座に反乱を鎮圧したとの伝聞があるとも述べられている。そして、その上で「定めて虞無かるべし」と、総理衙門は日本人への被害を否定し、森有礼の危惧を払拭している⁴³⁾。

やがて、22日に李鴻章が総理衙門に対して報告を行った。その報告で

39) 中央研究院近代史研究所檔案館蔵、外交部門「據天津領事稱小站兵勇肆殺焚掠情事希示知由」01-16-082-01-001。

40) 中央研究院近代史研究所檔案館蔵、外交部門「速將小站兵勇滋事如何辦理情形示知由」01-16-082-01-002。

41) 中央研究院近代史研究所檔案館蔵、外交部門「速將小站兵勇滋事如何辦理情形示知由」01-16-082-01-003。尚、津海関道の設置過程や職掌、位置づけ等については、荻、前掲論文、205～209頁を参照。

42) 中央研究院近代史研究所檔案館蔵、外交部門「函復小站兵勇滋事情形已函詢北洋大臣由」01-16-082-01-004。

43) 森有礼に対してこのような書簡を送る一方で、総理衙門は李鴻章宛の書簡では、「査小站鎮離津城約七八十里、該處淮勇滋事、本處亦有所聞、至聞事後作何辦理、能否即時撲滅、不令滋蔓、本處實深懸系」と述べている（前掲注40「速將小站兵勇滋事如何辦理情形示知由」）。或いは、この時点において総理衙門が関知していたのは、暴動の発生についてのみであったとも考えられる。

は、哥老会の教唆により勇が暴動、脱走を起こしたが、周盛傳によってただちに鎮圧されたと述べられている。そして、天津や他地域で治安の悪化は見られず、「日本森使の稱する所の各節は自ずから傳聞の訛に係る」と断じ、続けて、万一の際には自らが鎮圧の指揮をとることを表明している⁴⁴⁾。

更に23日には黎兆棠からの報告が総理衙門に届けられた⁴⁵⁾。黎兆棠は、いわば当事者ともいえる盛軍将官の戴宗騫、そして青縣知県江貢琛、滄州府知府楊琛といった附近の地方官から受け取った情報を総理衙門に伝えている。それらはいずれも、発端が哥老会の教唆であることと暴動がすでに鎮圧されたことを述べており、先の李鴻章の報告とも合致するものであった。更に、黎兆棠は租界や地域を防衛するため、すでに練軍を派遣したことなどを述べ、「地方の安堵なること照常なり、民心も亦た堅固なること甚だし」としている。

やがて、この暴動について李鴻章が調査の結果を上奏した⁴⁶⁾。そこでは、哥老会の教唆が発端であったこと、暴動を起こした勇は西南方向に向かったものの、周盛傳の迅速な対応により滄州、塩山で鎮圧され、直隸省以外の地方には波及しなかったこと、暴動を起こした勇は中軍前營、前軍右營の一部、100人余りであったことなどが述べられている。

そして、管理が不十分であったとして、李鴻章はこれら2營を直接に指揮していた記名総兵姚禮士、記名提督張九林の免職を申し出た。だが、周盛傳については「應に得べきの咎有り」としながらも、病軀をおして迅速な鎮圧を行ったことを挙げ、更には「近く聞くならく日斯巴尼亞國屢ば謠傳有り、該營は海防の大枝勁旅爲りて、西洋の鎗礮を操演すること均爛熟

44) 『李鴻章全集(信函4)』安徽教育出版社、2008年、G3-01-004「復總署 津郡嘩擾已平定」光緒3年正月初10日。中央研究院近代史研究所檔案館蔵、外交部門「函復津郡小站營勇滋事現辦理情形地方業已安靖抄錄周鎮原稟呈閱由」01-16-082-01-006は、細かな字句に若干の異同があるものの、内容は『李鴻章全集』と同一である。ただ、中央研究院近代史研究所檔案館蔵では周盛傳からの報告が添付されているが、『李鴻章全集』には収録されていない。

45) 中央研究院近代史研究所檔案館蔵、外交部門「函復津郡小站兵勇滋事租界内安靖照常李爵相已派過津查辦由」01-16-082-01-005。

46) 『李文忠公全集』奏稿卷29「剿平煽勇滋事之會匪摺」光緒3年正月16日。

に就かば、此次の小失は既に未だ大隊を搖惑せず、擬して請ふらくは該鎮の處分を寛免し、其れをして勤督操練せしめ、以て緩急に備へ、而して後效を觀るを」と述べている。

ここで李鴻章が述べた「日斯巴尼亞國屢ば謠傳有り」とは、台湾での商船遭難に端を發したスペインによる報復の示唆である。当時、このためにスペインが軍艦3隻の派遣を行うとの情報が総理衙門に齎されていた⁴⁷⁾。

しかし、こうした見解を朝廷に述べる一方で、李鴻章は福建巡撫丁日昌に対しては、スペインの動向を「虚鋒」と断じ、報復攻撃に否定的な見解を示している⁴⁸⁾。このように見れば、李鴻章はスペインの報復を名目として、処罰が周盛傳に及ぶことを避けたのだと考えられる。

一方、李鴻章の報告が届く直前の朝廷では、御史王昕がこの暴動について、脱走した勇が数営規模の多数に上ることや、それらが山東省に侵入したとの上奏を行っている。王昕の上奏を受け、朝廷は李鴻章に暴動の原因や現状の報告を求め、新たな騒動が起こらないように勇の取締りを行い、山東省へと向かった勇の鎮圧を附近の官僚と協力して行うよう指示した⁴⁹⁾。

この翌日、先述の李鴻章の報告を受けた朝廷は、その要望を容れて姚禮士と張九林の免職を命じると共に、周盛傳の処罰を行わなかった。このように見れば、朝廷は大体において李鴻章の判断を支持したものといえる。だが「儻し更に潰散の情事有らば、^{ただち}立即に從嚴に叅辦せん」とも述べ、以後同様の事件が起こった際には、周盛傳に嚴罰を科す意向を示した。また、「奏するに據るに中軍前營・前軍右營の勇丁の各の散去せること百餘名なりと。恐らくは尚ほ此の數に止まらず…」と述べ、暴動、逃亡を起こした勇を100名余りとした李鴻章の報告に、疑義を呈している。そして李鴻章に対し、逃亡先の再調査や、関係する各省の督撫に報告し共同で捕縛

47) この情報は、北京にあった総稅務司ハートから齎されたものであった。結果的に武力行使は行われず、清が撫恤銀を支払うことで決着した（『德宗實錄』卷45、8～9、11頁、光緒2年12月戊申条、辛亥条、卷60、2頁、光緒3年10月丁酉条）。

48) 『李文忠公全集』朋僚函稿卷16「復丁兩生中丞」光緒2年12月初1日。

49) 『德宗實錄』卷46、10頁、光緒3年正月癸酉条。

を行うよう厳命している⁵⁰⁾。

この上諭を受けた李鴻章は再度、調査を行い上奏した⁵¹⁾。そこでは、文武官を派遣したことをはじめ、科挙のために北京に向かっていた人物からも情報を得るなど、様々な人々を通じ、何度も調査を行ったことが記載されている。そして、山東省への侵入や各地での治安悪化についてはなく、そのため他省の督撫への報告も必要ないとの見解を示した。だが、脱走した勇の数については、先の報告では100名余りとされていたものが、200名余りであったと記されている⁵²⁾。その上で、王昕が述べた数営規模の脱走や、それが山東省にまで及んだという指摘に対し、誤報に踊らされたものと断じている。

李鴻章のこの再調査は朝廷の裁可を得た⁵³⁾。以後、この1877年の盛軍の暴動、脱走について新たな調査が行われることはなかった。

2 朝廷内の動き

1877年に発生した盛軍の暴動、脱走は、前節で見たような経過を辿った。また、この事件に対し、朝廷が大体において李鴻章の調査報告や処分案を追認したのは、これまでに論じた通りである。だが、この事件をめぐっては、朝廷内で若干の動きが見られた。

まず、事件の後に朝廷は、淮軍の出身で、前任の天津道であった丁壽昌の起用を李鴻章に命じる。これは、丁壽昌が前任時に天津の人民との良好な関係を築いていたことに因るものであった⁵⁴⁾。この指示に応じて李鴻章

50) 『徳宗實録』巻46、11頁、光緒3年正月甲戌条。

51) 『李文忠公全集』奏稿巻29「覆陳盛軍潰勇情形片」光緒3年正月21日。

52) 尚、この脱走した勇の数について、本文でも述べたように、当初は100名余りとされていた(前掲注46「剿平煽勇滋事之會匪摺」)。しかし、その報告が行われた翌日、すなわち、光緒3年正月17日付の沈葆楨宛の書簡の中で、李鴻章は「盛軍營勇爲哥會勾引、潰去二百餘人、幸即剿除、亦由餉絀所致」と、200人余りとしている(『李文忠公全集』朋僚函稿巻17「復沈幼丹制軍」光緒3年正月17日)。つまり、李鴻章は当初の上奏において虚偽の報告を行っていたものと考えられる。

53) 前掲注50『徳宗實録』の記事末尾に「尋李鴻章奏、查訪明確並無竄往他省、自不必再加咨行、轉涉張惶。報聞」と記されている。

54) 『徳宗實録』巻47、1～2頁、光緒3年2月丁亥条。

は丁壽昌を「總理營務處事宜」と「海防翼長」の職務に充てている⁵⁵⁾。

また、同時期には順天府府丞であった王家璧が上奏を行った⁵⁶⁾。その上奏において、王家璧は盛軍の事例に鑑み、以後の勇営による暴動を防ぐためとして以下の提案を行っている。すなわち、盛軍については暴動、脱走を行った人数の補充を行わないこと、そして各省の勇営に対しては漸次解散を行っていくこと、である⁵⁷⁾。この王家璧の提案に対し、朝廷は李鴻章に事情を斟酌して適当に執り行うよう命じた。だが事件そのものについて、朝廷は「天津の潰勇、現李鴻章の辦理を経て完結」したと述べ、すでに事件が決着したとの認識を示している。

こうした一連の動きからは、事件を起こした盛軍や李鴻章に対する朝廷の積極的な関与は見られない。では、なぜ朝廷は積極的な関与を行わなかったのだろうか。当時、朝廷内にあった人々が残した史料を手掛かりに、その意図を探ってみたい。

この事件について若干の記述を残した人物として、まず、当時戸部右侍郎であり光緒帝の師傅でもあった翁同龢が挙げられる。事件発生から一週間後の2月22日の日記において、翁同龢は、2,000名の勇が上官を殺害し

55) 『李文忠公全集』奏稿卷29「奏留丁壽昌片」光緒3年5月28日。この李鴻章の上奏によると、丁壽昌は1877年4月に郷里を離れて同年6月には天津に着いたという。尚、当時の丁壽昌は父の喪に服するため、天津道の職を辞し帰郷していた。その辞職、帰郷に際しては「…士民如失所依」として、服喪期間の不許可、もしくは短縮が論じられてきた。結果として丁壽昌は帰郷したものの、こうした朝廷の動きは「破格」とされている。しかし、この後も朝廷はしばしば丁壽昌の召喚を命じていた(『清史列傳』卷77。『德宗實錄』卷2、13~14、15~16頁、同治13年12月癸巳条、乙未条、卷3、2~3頁、光緒元年正月壬寅条、卷35、11頁、光緒2年6月壬子条)。

56) 『德宗實錄』卷47、7頁、光緒3年2月壬辰条。尚、順天府とは直隸省の行政区画の一つで、その所轄地域には北京が含まれている。そして順天府府丞はその次官であり、長官は府尹という。その所轄区域到北京を含むため、順天府は北京の治安維持にも関与していた(臨時台湾旧慣調査会『清国行政法』第1巻下、復刻版、汲古書院、1972年、59~62頁)。

57) 尚、王家璧はかつて曾国藩や左宗棠の下にいたことがあり、更に洋務をめぐる確執などもあったことから、李鴻章に対しては反対の立場にあった(大谷敏夫「清末開港後の文教政策と文人王韜に関する一考察」『追手門学院大学文学部紀要』36号、2000年、179頁)。

て脱走したこと、また、それらが山東省武定府へと入った可能性について記している。そして、李鴻章が報告を行っていないので、情報が「外人」により齎されたと述べている⁵⁸⁾。

また、3月3日、5日には、李鴻章による当初の上奏を受けての記述が散見される。これらはいずれも鎮圧という結末については同様だが、暴動を起こした人数や山東省への途次における治安の破壊に関し、李鴻章の上奏への不信を露わにしている。例えば、3月3日では「李相の奏すること則ち輕易なること甚だし」と述べ、5日には、脱走した勇が山東省で困窮した3,000人余りの人民を引き入れた等、天津よりの情報を引用する形で「又信有りて云へらく原報は恐らく中堂の處分を担す、故に情形の説得輕し」と記している⁵⁹⁾。

一方、翁同龢の甥で、当時内閣中書であった翁曾翰も、日記においてこの暴動に言及している。翁曾翰は2月24日に暴動の発生に触れ、脱走した勇が西南方向の直隸省正定と山東省にそれぞれ向かったと記す。そして3月5日には暴動を起こした勇が2,000人余りであったこと、それらが山東省武定府にある沾化や蒲台に向かったことなどを挙げている⁶⁰⁾。

こうした翁曾翰の書簡を受けてのことだと思われるが、翁曾翰の兄弟で、当時は父の翁同龢に従い湖北省にあった翁曾榮は、翁曾翰に宛てた書簡の中で「天津營勇の潰散、傳言あるに京に至ると、諒ふに亦た驚惧なるも、幸ひにして南下す。山東一帯、其の衝に当たる者、恐らくは蹂躪せら

58) 翁万戈編 翁以鈞校訂『翁同龢日記』中西書局、2012年、光緒3年正月初10日条。或いは、この「外人」とは総理衙門に情報を齎した森有礼であったとも考えられる。

59) 『翁同龢日記』光緒3年正月初19日条、21日条。

60) 翁曾翰著 張方整理『翁曾翰日記』鳳凰出版社、2014年、436、437～438頁、光緒3年正月12日条、21日条。正月21日条によると、その情報は邵辛卿という人物より齎されていたことがわかる。これは、先に見た翁同龢と同様のものであった（前掲注59『翁同龢日記』光緒3年正月21日条。尚、翁同龢の日記では邵辛卿となっている）。この人物について、『翁同龢日記』の光緒2年10月18日条、12月22日条に記述がある。それによると、翁同龢は彼を「殆良医也」と称しており、また、当時、翁同龢から李鴻章宛の書簡を携えて天津に滞在していた。翁曾翰の経歴については、前掲『翁曾翰日記』所収の張方氏による前言を参照。尚、この前言において張方氏は盛軍の暴動について論及しているが、李鴻章の報告と『翁曾翰日記』の差異を示すのみで、暴動に対する朝廷の意向等については論じられていない。

れん、未だ知らず此の後何處に散歸して去るを。李相保定に在れば、必ず奏報の到京する有りて、將兵の責を知るべきも、良に易易なるに非ず」と述べている⁶¹⁾。

これらの記述において繰り返し述べられているのは、暴動、脱走を起こした勇が西南の山東省に向かったことである。先に見たような事件の経過も踏まえると、或いは翁曾榮も述べたような「諒ふに亦た驚惧なるも、幸ひにして南下す」というのが、朝廷の偽らざる真意ではなかったか。すなわち、暴徒化した盛軍の矛先が北京に向かない限りにおいて、朝廷はそれを問題視することはなかったのである。

第3章 盛軍観の変化

1 羈縻

ところで、先に李鴻章はこの事件の原因を哥老会の教唆と断じた。だが、翁同龢は異なった事情を記している。先述の3月5日の日記で翁同龢は、「天津探報を見るに、云へらく…三色旗を樹て、克扣軍餉、郷勇歸家の字様を上書し、沿途搶掠を免れず、と。…邵莘卿の家信は則ち盛んに言へらく周統領の部下を扣餉し、往往に小店を開設して利を漁ることあれば、此の擧を醸すを致す…」と天津からの情報を引用している⁶²⁾。

「扣餉」、すなわち勇の給与を将官が横領し、また、周盛傳自らが店舗を経営し不当な価格で勇に物資の購入を強いる「漁利」が、日常的に行われていたというのである。そしてこのような状況であればこそ、勇たちは「克扣軍餉、郷勇歸家（給与を横領されたので、私たちは故郷に帰る）」という旗を立てて行動を起こしたのだという。

先述の調査で李鴻章はこれらを否定した。だが、盛軍内での横領や物資の強制購入などをめぐっては、以後も弾劾が相次ぐ。

まず、天津での暴動、脱走事件の翌年には、翰林院編修呉觀禮による弾

61) 翁同書著 李紅英輯考『翁同書手札係年考』鳳凰出版社、2018年、232頁、翁曾榮家書、致翁曾翰函、光緒3年2月初3日。

62) 前掲注59『翁同龢日記』光緒3年正月21日条。

効に基づき、朝廷は李鴻章に調査を命じている⁶³⁾。

更に1882年2月にも弾劾上奏が行われ、これを受けた朝廷は李鴻章に調査を命じた⁶⁴⁾。この弾劾では、これまでと同様に、給与の横領、米塩、野菜、タバコ、紙など日用品の不当な価格での購入の強制が挙げられている。また、些細な過失によって勇を懲戒免職にし、その分の費用が着服されていること、そして、勇たちが怨みを抱き、報復の機会を狙っていることなども指摘された。

これを受け調査を行った李鴻章は、盛軍を西洋に匹敵する軍だと称賛する一方で、弾劾の各条項については否定している⁶⁵⁾。この李鴻章の報告を朝廷は受理し、周盛傳及び盛軍は以後も小站到駐することとなる。

しかし、給与の横領などを指摘した他に、この弾劾上奏は周盛傳と盛軍に対し極めて直截的な指摘を行っている。その点について、以下に見ていきたい。

まず、弾劾上奏では、周盛傳以外にも、呉長慶や唐定奎といった他の淮軍指揮官への弾劾が行われている。その上で、「一旦有事となり、儻し桀黠なる者の機に乗じて眾を煽り、禮臂して反戈するあらば、該提督等死するも矜れむに足らず、而して盛字營近く天津に駐せば、必ず畿輔に震驚を致さん」と述べる。つまり、給与の横領などが行われている現状では、「一旦有事」となれば、勇たちが反乱を起こす可能性があるという。その中でも周盛傳の率いる盛軍が北京に近い天津にあるとし、その存在の危うさを指摘している。

また、盛軍の危うさを指摘する一方で、周盛傳について「聞くならく其の督臣に謁見するの時に跋扈を形はすも、李鴻章往日の勞績を念ひ、優容して之を羈縻す、と」と述べている。ここでは、周盛傳は専横を極めるものの、依然として李鴻章が彼を「羈縻」、すなわち、つなぎとめて制御す

63) 『徳宗實録』巻73、6頁、光緒4年5月甲寅条。

64) 『徳宗實録』巻141、10頁、光緒7年12月壬午条。この弾劾上奏を行った人物については「有人」とあるのみで、具体的な人物名は明らかにされていない。弾劾上奏の詳細な内容については『李鴻章全集(奏議10)』G8-01-033「附 周盛傳等淮軍將領刻待勇丁片」を参照。

65) 『李文忠公全集』奏稿巻43「查覆盛慶兩軍摺」光緒8年正月25日。

ることができているというのである。そして、この弾劾上奏は周盛傳の更迭や遠方の省への移駐、兵権の剥奪などを求めている⁶⁶⁾。

前述のように、1882年の弾劾では朝廷は周盛傳を処罰しなかった。しかし、ここで周盛傳と盛軍の存在を北京に対する潜在的な脅威だとする見方が、朝廷内において表明されたことは看過できない。

2 査察

やがて、1884年4月20日には再度、盛軍への弾劾が行われた。この弾劾では「…現在天津にて淮軍を統帶せる湖南提督周盛傳、兵丁を盤剝し、異常なる刻苦あり。該提督の行為は跋扈なりて、李鴻章其の挾制を受くる等の語あり」と述べられている。そして、これを受けた朝廷は、盛軍の調査を李鴻章に命じた⁶⁷⁾。

ここで、この弾劾が行われた1884年4月における、清朝を取り巻く情勢について確認しておきたい。当時、清朝はベトナムをめぐるフランスとの対立を深めていた。そして、第1章で述べたように1883年12月には山西、1884年3月には北寧といったベトナム北部で軍事衝突が起り、いずれにおいても清朝は敗北した。

このように清朝が軍事的に不利な状況に陥る中であって、朝廷は西太后の下で和平を志向していく。また、フランスも全面的な戦争の回避を目指していた。そこで、3月末から4月中旬にかけて、フランス海軍中佐フルニエと接触を行った洋関税務司デトリングよりの働きかけが行われた。その結果、4月22日に朝廷は李鴻章にフルニエとの交渉と協定の締結を一任し、5月5日より天津で李鴻章とフルニエの交渉が開始されることとなる⁶⁸⁾。

また、一方で李鴻章は上海からの情報として、フランス艦隊の北上を総

66) 前掲注64「附 周盛傳等淮軍將領刻待勇丁片」。

67) 『徳宗實録』巻180、14頁、光緒10年3月庚子条。この弾劾を行った人物についても「有人」とあるのみで、具体的な人物名は明らかにされていない。

68) 清朝とフランスの動向については、坂野、前掲書、356～359頁。岡本隆司『中国の誕生』名古屋大学出版会、2017年、158～169頁。大坪慶之「清仏戦争前夜における清朝中央の外交政策決定過程」『東洋学報』第90巻第3号、2008年を参照。

理衙門に伝えていた⁶⁹⁾。更に、先のベトナムでの敗報を受け、一部の官僚からは北洋の沿岸防衛や戦争の継続を念頭に置いた上奏が行われている⁷⁰⁾。これらを受けた朝廷は4月21日に上諭を發した。この上諭では沿岸防衛の必要が述べられているものの、「有備無患」や「正に我が君臣臥薪嘗膽の時」等と述べられており、戦争の継続、拡大を想定したものではない⁷¹⁾。

こうした最中に、先述のような盛軍への弾劾が行われたのであった。やがて、盛軍の調査を命じられた李鴻章は、フルニエとの交渉に臨む直前の4月末に調査結果を上奏した。そこでは「實に各省防軍の冠爲り」と盛軍を称賛し、弾劾の各項目は否定されている。そして、朝廷はこの報告に疑義を呈することなく、周盛傳も処罰された形跡はない⁷²⁾。

やがて、李鴻章とフルニエの交渉を経て、李・フルニエ協定が5月11日に調印された。この李・フルニエ協定では戦争回避のために5カ条の協定が結ばれたが、その第5条では、以後3ヵ月以内に協定に基づいた確定条約を結ぶこととされた。この第5条を受けた朝廷は、確定条約の交渉を李鴻章と共同で行うため、6月26日に錫珍、廖壽恆、陳寶琛、呉大澂の4名を天津に派遣することを決定した。この確定条約の締結に朝廷は「重大希望」を寄せていたという⁷³⁾。

69) 坂野、前掲書、358頁。顧廷龍 葉亞廉主編『李鴻章全集(1) 電稿1』上海人民出版社、1985年、118頁「寄譯署」光緒10年3月25日未刻、120頁「寄譯署」光緒10年3月29日未刻。

70) 『清光緒朝中法交渉史料』巻13「(433) 通政使司參議延茂奏請扼守北洋以防未然摺」光緒10年3月26日到、光緒10年3月12日發、「(434) 通政使司參議延茂奏邊防孔急請特召宿將摺」光緒10年3月26日到、光緒10年3月12日發、「(435) 福建道監察御史趙爾巽具陳海防戰守機宜摺」光緒10年3月26日到、光緒10年3月11日發。

71) 『清光緒朝中法交渉史料』巻13「(436) 軍機處密寄署直隸總督李鴻章等上諭」光緒10年3月26日。

72) 『德宗實錄』巻181、9頁、光緒10年4月庚戌条。『李文忠公全集』奏稿巻49「覆奏周盛傳參款片」光緒10年4月初4日。

73) 『德宗實錄』巻185、4～5頁、光緒10年閏5月丁未条。龍章『越南與中法戦争』台湾商務印書館、1996年、243頁。李・フルニエ協定の条文については、中國史學會主編『中國近代史資料叢刊 中法戦争(七)』上海人民出版社、2000年復刊(初版は新知識出版社、1955年)、419～420頁。尚、この4名について、当時、呉大澂は

このように朝廷が確定条約の締結を目指していた中で、6月23日には現地の清仏両軍の行違いから、ベトナム北部の北黎^{パクリ}で軍事衝突が発生する。朝廷がこの事件の一報を得たのは、6月27日であり、まさに確定条約を交渉するための人選を行った翌日であった⁷⁴⁾。

北黎事件について朝廷が関知した翌日の6月28日には、フランス駐清代理公使スマレが総理衙門に抗議を行った。そこでは、総理衙門が天津における早期の交渉をスマレに督促するなど、当時の朝廷は依然として確定条約の締結に意欲的であった⁷⁵⁾。こうした中で、錫珍と廖壽恆は7月4日に北京を発ち、天津に向かった⁷⁶⁾。

ところで、ここに天津滞在中の錫珍と廖壽恆が行った上奏文がある⁷⁷⁾。その冒頭では「竊かに臣等陞辭の日に軍機大臣の鈔交せる奏摺一件を准くるに、傳旨せらるるに淮軍統領周盛傳を飭査せしめよの各節あり」と述べ

「會辦北洋事宜」、陳寶琛は「會辦南洋事宜」を命じられていた（『徳宗實録』巻181、18頁、光緒10年4月戊午条）。また、本稿において後述する錫珍と廖壽恆については、錫珍が都察院左都御史、廖壽恆は内閣學士兼礼部侍郎銜であった。そして、両者ともに当時は総理衙門大臣を兼務していた（『徳宗實録』巻185、3頁、光緒10年閏5月乙巳条）。錫珍の伝記は『清史列傳』巻53、廖壽恆に関しては『清史列傳』巻61を参照。

74) 廖壽麟『中法戰爭史』天津古籍出版社、2002年、401～402頁。尚、李・フルニエ協定から北黎事件については、坂野、前掲書、361～362頁。岡本、前掲『中国の誕生』169～182頁。望月直人「清仏戦争への道程－李・フルニエ協定とパクレ事件をめぐって－」『東洋史苑』第76号、2010年を参照。

75) 『清光緒朝中法交渉史料』巻18「(644) 軍機處錄呈總理各國事務衙門與法使問答片」「附件一 總理各國事務衙門與法使問答片」光緒10年閏5月初7日到。望月、前掲論文、3～4頁。邵循正『中法越南關係始末』河北教育出版社、2000年（初出は清華大学、1935年）183～186頁。龍章、前掲書、250～251頁も併せて参照。尚、結果的にはフランスの態度硬化により、天津での交渉は行われず、清仏の交渉は上海へと場所を変えて断続的に行われることになる。だが、こうした交渉もまたまらず、やがて8月にはフランス艦隊による台湾攻撃、スマレの北京退去へと繋がっていく。天津以後の錫珍と廖壽恆については後掲注82を参照。また、錫珍は1885年3月には李鴻章と共にフランスとの交渉に当たるよう、再び天津に派遣される。そして、フランス公使パトノートルとの間で天津条約を締結することになる（坂野、前掲書、363～366頁）。

76) 『翁同龢日記』光緒10年閏5月12日条。

77) 『清光緒朝中法交渉史料』巻20「(818) 錫珍等奏遵旨密查事件現辦情形摺」光緒10年6月初4日到、光緒10年6月初2日發。

られている。これより見れば、錫珍と廖壽恆は確定条約の交渉とは別に、周盛傳と盛軍を査察するように朝廷の指示を受けていたことがわかる⁷⁸⁾。すなわち、4月末には李鴻章の報告を受理し周盛傳を不問に付した朝廷は、ここに態度を一変し、自ら官僚を派遣して盛軍の査察を行うに至ったのである。

では、なぜこのように朝廷の態度が変化したのだろうか。ここで、錫珍らが指示を受けた日にちを見ると、「陞辭の日」、すなわち皇帝に暇乞いを行った日とある。具体的な「陞辭の日」は不明であるものの、派遣決定の直後に「陞辭」するものとは考え難い。そのため、錫珍らの「陞辭の日」、つまり査察の指示を受けた日は6月27日以降であり、北黎事件を関知した朝廷が、交渉とは別に、急遽、盛軍の査察を命じたことになる。

ところで、先述のように、北黎事件を受けても尚、朝廷は確定条約の交渉、締結に意欲的であった。だが一方で、スマレとの会談で交渉の継続を督促した翌日の6月29日にはフランスの侵攻が「勢ひ必ず中原沿海の各口岸及び臺灣瓊州等處に至」との認識を示している⁷⁹⁾。つまり、フランスとの全面的な戦争は不可避だというのである。このように北黎事件を受けた朝廷では、交渉の継続と戦争の準備が並行して模索されていたのであった⁸⁰⁾。

戦争の準備について見れば、同時期に総稅務司ハートが廈門や定海、そして長城の東端にあたる山海関にまで、フランスの攻撃が及ぶ可能性に言及した。更に、朝廷内では政策決定に重要な影響力を持っていた醇親王が、山海関に神機營からおよそ3,000名の派兵を検討するなど⁸¹⁾、俄かに直隸省、延いては北京周辺の安全保障が懸念されるようになった。

78) 該当箇所原文は以下の通り「竊臣等於陞辭日准軍機大臣鈔交奏摺一件、傳旨飭查准軍統領周盛傳各節」。

79) 『清光緒朝中法交渉史料』巻18「(640) 軍機處密寄署直隸總督李鴻章上諭」光緒10年閏5月初7日。

80) こうした朝廷の態度には、醇親王と慶郡王といった二名の皇族における意見の相違や、北黎事件によるフランスの賠償要求などがあったという（龍章、前掲書、255頁。廖宗麟、前掲書、408頁）。

81) 『翁同龢日記』光緒10年閏5月12、13、15日条。醇親王は光緒帝の実父で西太后の妹婿にあたる。当時の朝廷内における醇親王については、大坪、前掲論文を参照。

今次の弾劾と調査、報告が行われた時期、李鴻章とフルニエの交渉が行われる直前において、朝廷は北京周辺に戦争が及ぶことを想定していなかった。だが、北黎事件を経た、この状況はまさしく1882年の弾劾時に危惧された「一旦有事」に相当する。このような情勢の変化の中で、一度は不問とした盛軍に対し、朝廷は査察に踏み切ったのであった。

加えて、弾劾の内容を見ると、1882年の弾劾時において「羈縻」と表現された李鴻章と周盛傳の關係が、1884年の弾劾では「該提督の行為は跋扈なりて、李鴻章其の挾制を受くる」と述べられていた。つまり、もはや李鴻章でさえ周盛傳を制御できていないとされたのである。「一旦有事」の最中にある朝廷にとって、このような周盛傳の態度は看過できるものではなかった。

一方、天津の錫珍と廖壽恆は7月18日に視察と称して自ら小站に赴き、盛軍の査察を行った。そして、その配置や防備について周到との評価を下している⁸²⁾。

やがて、こうした査察と自らの見解を踏まえ、錫珍と廖壽恆は詳細な報告を上奏した⁸³⁾。この上奏では、弾劾で指摘されたような周盛傳による横領などは全て否定されている。

だが、そうした否定にも関わらず、上奏において錫珍と廖壽恆は「聞くならく該統領は資格最も深く、情形最も熟なれば、毎に軍務を縦談し、輒ち一切を睥睨す、即ひ李鴻章に謁見する時あるも、亦た往往に人の敢へて言はざる所を言ふ、人遂に驕横を以て之を目さば、原祭の指す所は因無きと爲さず」と述べる。すなわち、周盛傳の態度は「驕横」とのそしりを免れず、弾劾にも一理があるという。

その上で「臣等伏して維ふに敵に臨み將を易ふるは、兵家の忌む所なり。此れ海疆有事に値たり、周盛傳久しく防營を統ぶれば、即使ひ小しく過失有るも、亦た當に聖主矜全の列に在るべし」とする。ここから、錫珍らが周盛傳の李鴻章に対する態度を「過失」と見なしていたことがわか

82) 前掲注77「(818) 錫珍等奏遵旨密查事件現辦情形摺」。尚、この上奏からは、7月19日には朝廷が錫珍と廖壽恆に対し帰京命令を下したことがわかる。

83) 『李鴻章全集(奏議10)』G10-04-003「附 錫珍廖壽恆奏查明周盛傳被參各節摺」。

る。しかし、錫珍らは「海疆有事」であることに鑑み、その更迭を行うべきではないとしたのであった。この報告を受けた朝廷は周盛伝を慰撫する⁸⁴⁾。盛軍は「有事」のために査察を受け、また「有事」であるが故に処分を免れたのであった。

第4章 清仏戦争後の軍縮

前章までで見たように、数度の弾劾によって朝廷は盛軍への見方を次第に硬化させていく。そして、清仏戦争という「有事」を受け、朝廷はついに従来の態度を転換し、自ら盛軍の査察を行ったのであった。

さて、やがて清仏戦争が1885年6月の天津条約により終結すると、朝廷は、第1章で見たように、清仏戦争時に増強した各勇営に対し軍縮の方針を打ち出すようになる。

この軍縮の方針は、西太后の指示の下で行われたものであり、その目的は勇営の解散、勇の除隊によって浮いた軍費を、正規兵というべき八旗の費用へと転用することにあった⁸⁵⁾。そして、実際に盛軍や武毅軍などの淮軍に対し軍縮が行われたことは、先に述べた通りである。だが、こうした軍縮が新たな問題を引き起こすこととなる。

勇営の解散、勇の除隊といった軍縮を行うに際し、朝廷は「游勇」（除隊後の勇）が各地で治安の悪化を齎すことを憂慮した。そして、その帰郷のための旅費を支給することや、帰郷まで官員が管理するよう督撫たちに求めている⁸⁶⁾。

こうした中で、1885年末には順天府府尹沈秉成が、直隸省に接する山東省や河南省の地域において「土匪」や「騎馬賊」が横行している様子を述べ、その取締りの強化を求めている。これに対し、朝廷は「現紛紛と散勇

84) 『徳宗實録』巻188、18～19頁、光緒10年6月壬寅条。

85) 『徳宗實録』巻214、8～10頁、光緒11年8月戊子条。細見和弘「李鴻章と戸部－北洋艦隊の建設過程を中心に－」『東洋史研究』56巻4号、1998年、821頁。また、勇営の削減については『徳宗實録』巻215、9頁、光緒11年9月甲辰条も参照。

86) 『徳宗實録』巻214、15頁、光緒11年8月癸巳条。

の際に値たれば、尤も宜しく萌蘗を掃除し、防患未然なるべし」と述べ、取締りの徹底を李鴻章などに命じている⁸⁷⁾。この沈秉成と朝廷のやり取りからは、清仏戦争後の軍縮により当時の直隸省、延いては北京にまで治安の悪化が波及することへの懸念が看取される。

だが、この直後には給事中劉恩溥による上奏が行われた。劉恩溥は「近來游勇四出せば、直隸の隆平・東鹿等の五縣、衙署皆搶劫を被り、官眷も亦た被傷有るに、該縣官諱匿して報じず、請ふらくは飭して緝捕せしめんことを」と述べている。ここで、直隸省南部に位置し、山東省や河南省に近い隆平や東鹿などの県において、県衙門が略奪などを受けている様子が指摘されている。そして、劉恩溥はその原因を「游勇四出」、つまり除隊後の勇がさまよっているためであると断じた⁸⁸⁾。ここに至り治安の悪化は直隸省に波及したのであった。

このような状況について、朝廷は「本年各省撤營し、游勇四散せば、匪徒の間に乗じ句結し、尤も恐らくは巨患を醸成せん」と、軍縮が治安の悪化に拍車をかけたことを述べている⁸⁹⁾。

だが、軍縮による治安の悪化は依然として続いたものと考えられる。これより後の1887年8月末に行われた、歩軍統領福錕による上奏とそれに対する上諭では、昌平州において「游勇・鹽梟巨盜」数名が捕縛されたことが述べられている⁹⁰⁾。昌平州とは北京の北部にあり、北京と同じく順天府に属した州である。更に、1888年5月には北京城城門の一つ、安定門の門外などで「游勇」の活動が報告されている⁹¹⁾。

こうした状況に鑑みたと考えられるが、1889年12月に発された上諭

87) 『徳宗實録』卷220、3～4頁、光緒11年11月壬子条。この直隸省、山東省、河南省の省境は、以前より治安の悪化が報告されている地域であった(『徳宗實録』卷210、3～4頁、光緒11年6月乙酉条)。

88) 『徳宗實録』卷220、8～9頁、光緒11年11月戊午条。

89) 『徳宗實録』卷220、9頁、光緒11年11月戊午条。

90) 『徳宗實録』卷245、6頁、光緒13年7月丙寅条。尚、歩軍統領とは北京の治安維持を担ったものである。これについては渡辺修「清代の歩軍統領衙門について」『史苑』第41巻第1号、1981年を参照。また、本史料中の「鹽梟」とは武装した塩の密売人を指す。

91) 『徳宗實録』卷253、11～12頁、光緒14年3月丁丑条。

の中で朝廷は「近年各省の軍務、已に一律に肅清すると雖も、惟だ匪徒滋事の案、仍ほ復た層見疊出せり」と述べ、その原因の一つに「土匪」と「游勇」の結合を挙げている。そして「各營裁撤の勇丁、著して統帶員弁に責令し、妥為に資遣し、並びに原籍に解回せしめ、隨處に逗留し、以て流れて匪と爲るを致すを准さず」とする⁹²⁾。これは、解雇手当を支給して無事に帰郷するまで、将官が麾下の勇を監督しておくことを命じたものである。すなわち、清仏戦争後の軍縮時に発されたものと同様の命令が繰り返されているのである。

これら一連の上奏や上諭からは、清仏戦争後の軍縮とそれによる「游勇」の発生が却って治安を悪化させたこと、そしてそれが北京近郊にまで及んでいたことがわかる。こうした当時の状況に鑑みれば、「游勇」に対する武力として、また、その「游勇」化を防ぐため、朝廷が盛軍を解散することは困難であったものと考えられる。

おわりに

1870年以降、直隸省では日本の台湾出兵、イリ問題や清仏戦争などの相次ぐ対外問題により、淮軍の駐留地が拡大した。首都防衛における淮軍の存在感が増したのである。

そして、その淮軍の中核は盛軍であった。同じく淮軍であった武毅軍や銘軍などは削減や駐留地の変更が行われたが、盛軍は1870年以降、一貫して天津南方の小站、馬廠に駐留する。更に、その規模においても盛軍は淮軍の中でも最大であった。その様子は、李鴻章が後年に「…畿疆を拱衛して北洋海防の大支勁旅爲り、利器を精操して名は諸軍に冠たり」と手放して称えた通りであった⁹³⁾。同時に、これは小站、馬廠といった地域の重要性を示すものに他ならない。

ところで、盛軍が馬廠一帯に移駐して間もなくの1875年9月末に、当時直隸省の易州の知州であった趙烈文が、その日記において盛軍に論及して

92) 『徳宗實録』巻277、7～8頁、光緒15年11月乙丑条。

93) 前掲注35「衛汝貴丁憂留營摺」。

いる。趙烈文は盛軍の勇について「逸樂せること已に久しく、勞苦に甘んじず」と記す。更に、将官による軍費の横領に触れ、盛軍内部では怨嗟の聲が満ちて、逃亡者が相次いでいるとも述べる。そして、「之を聞いて寒心爲るべし」と恐怖感を露わにしている⁹⁴⁾。

このような盛軍の動向について、1877年から1882年にかけて幾度かの弾劾が行われた。これらに対し、朝廷は李鴻章による調査や処分を大体において追認した。しかし、1882年の弾劾において、盛軍の存在が北京の安全保障上の脅威と位置付けられるに至る。処分は行われなかったものの、これより次第に、朝廷は盛軍の造反を意識するようになったものと考えられる。

そのような朝廷の恐怖が実際の行動に現れたのが、1884年の盛軍への査察である。これは同年に行われた盛軍への弾劾に端を発したものであった。当初、朝廷はこれまでと同様に調査を李鴻章に一任し、また、その報告を追認した。しかし、折しも清仏戦争の拡大により、北京周辺が「有事」となる可能性が高くなると、朝廷は自ら盛軍の査察を行った。すなわち、朝廷は盛軍を北京への明確な脅威と見なしたのである。同時に、これは李鴻章の調査報告、更には李鴻章が盛軍を管理することへの不信も意味する。

しかし、清仏戦争の激化により、朝廷は周盛傳及び盛軍に対し処分を行わなかった。また、清仏戦争後においても盛軍の直隸省での駐留は継続した。これは、清仏戦争後の軍縮の所産として「游勇」が発生し、それに対するためであったと考えられる。

結果として、朝廷が盛軍を処分することはついになかった。だが、本稿で論じたような、直隸省移駐以来の盛軍の動向、そしてそれらを受けて変化した、朝廷の盛軍に対する態度は看過されるべきではない。この変化の

94) 趙烈文撰・廖承良標点整理『能静居日記』第3冊、岳麓書社、2013年、1701頁、光緒元年9月丙戌初2日乙未条。同日の記事では、こうした盛軍に対し「不爲未然之計」、つまり全く対処していないと、李鴻章への不満も述べられている。尚、当時の趙烈文は易州知州の職にあったものの、退職願いを出して江蘇省常熟に向かっていた最中であった(浅沼かおり「常州觀莊趙氏の歴史にみる清代社会の一断面(6)」『共立国際研究』34巻、2017年)。

重要性は、以後の展開を見るならば、より際立つ。

やがて1894年に日清戦争が勃発する。この、いわば清仏戦争以来の「有事」に対し、武毅軍、銘軍、盛軍といった淮軍、そして直隸練軍などが朝鮮に動員された。その結果、小站や馬廠を含めた天津一帯の防衛状況は、李鴻章が「空虚」と称したようなものとなる⁹⁵⁾。

そこで当該地域の防衛を担う軍として、定武軍という名の新たな軍が編成された。だが、この定武軍を管轄、指揮した者は李鴻章ではなかった。定武軍は朝廷に直属する軍であった。やがて日清戦争が終結すると、盛軍を始めとした淮軍が朝鮮より帰還する。だが、淮軍の帰還にも関わらず、定武軍が解散されることはなかった。定武軍は新建陸軍と改称、増強され、淮軍に代わって小站と馬廠の防衛を担うこととなるのである⁹⁶⁾。

これを、「はじめに」で筆者が示した首都防衛という観点から見ると、これまで督撫と勇営が担ってきた外周部の防衛を、朝廷が自ら担うようになったものといえる。これは「兵」と「勇」のあいだで保たれてきた、首都防衛における軍事バランスの崩壊を意味する。同時に、軍事バランスの安定と軌を一にした「督撫専政」の崩壊でもある。そして、これらの崩壊の背景にあるものこそが、本稿で述べてきた朝廷の淮軍観、とりわけ盛軍観の変化であった。

では、こうした朝廷の盛軍観の変化の所産ともいえる定武軍とは、どのように編成された軍で、その実態は如何なるものであったのだろうか。これらについては別稿に期したい。

95) 顧廷龍 葉亜廉主編『李鴻章全集(2) 電稿2』上海人民出版社、1986年、883~884頁「寄譯署」光緒20年7月14日酉刻。

96) 拙稿「『大兵雲集』下の首都防衛について—日清戦争期における督辦軍務處を中心に—」『東洋史研究』第78巻第4号、2020年を参照。